

第2回 嘉麻市自治推進委員会（第4期） 会議録

- 1 会議等の名称 第2回 嘉麻市自治推進委員会（第4期）
- 2 開催日時 令和元年5月10日（水）11：00～
- 3 開催場所 嘉麻市役所 稲築庁舎 車庫上会議室
- 4 公開又は非公開の別 公開
- 5 非公開の理由（会議を非公開とした場合のみ）
- 6 出席者

（1）出席委員

大山 博之、添田 文彰、宇佐波 吉徳、冨崎 静江、室井 美智世、
大里 盛人、川原 幸二、西村 光昭、松田 クニ子

（2）欠席委員

鹿江 由美子

（3）オブザーバー

副市長 白石 二郎

（4）執行機関

企画財政課 課長 大村 輝生
課長補佐 廣谷 友紀
係長 松岡 彰

- 7 傍聴人数（会議を公開した場合のみ） 0人
- 8 議題及び審議の内容

【議題】

（1）平成30年6月議会における同一条例等のスタイルの統一に伴う自治基本条例の
改正について

（2）その他

【審議の内容】

（1）平成30年6月議会における同一条例等のスタイルの統一に伴う自治基本条例の
改正について

<経緯>

合併当初に条例や規則を制定する際、旧自治体の条文をそれぞれ使っていたため、嘉麻市が合併して十数年経過しても、条文のスタイルがバラバラな状態であった。そこで条文のスタイルを統一するため、平成30年6月議会に例規の全体的な見直しについて議案を提出したところ、嘉麻市自治基本条例第38条第2項第2号の改正について次のような質問があったことから、自治推進委員会の意見を聴取するため、本会議を開催した。

<議員からの質問>

自治推進委員会の所掌事務について、改正前は「その他自治の推進に関する重要事項」だったが、改正後は「その他自治の推進に関し、市長が特に認める事項」に変更されており、市長が認めるものしか審議できない内容となっている。本来、自治推進委員会は市長の暴走を止める役割を持っているため、自治推進委員会が重要と思う事項も審議できるようになっていたのではないかと。また、この改正については、自治推進委員会の意見を聞く必要があるのではないかと。

<自治推進委員会の回答>

自治推進委員会を含めた附属機関は、本来、市長の下部組織であり、自治基本条例第38条第2項にもあるように、市長の諮問に対して審議するものである。改正前の第38条第2項第2号は、いくら自治推進委員会が重要と考えても、市長が諮問しなければ審議できない規定であることから、「その他自治の推進に関する重要事項」に当たるかどうかを判断するのは市長であり、今回の条例改正により自治推進委員会の権限が変わるものではない。

なお、自治推進委員会には、第38条第3項において、「市長に意見を述べるができる」という、他の附属機関には与えられていない建議の権能が与えられている。これは、市長の諮問がなくとも市長に対し意見を述べるができるという、自治基本条例の趣旨にのっとった実行性のある規定であり、諮問事項に「委員会が特に認める事項」が規定されていなくとも問題はない。

以上のことから、今回の改正は、単に同一条例などのスタイルを揃えたものであり、内容が変わるものではないため、問題ないと考える。

9 配布資料

- (1) 資料1 平成30年6月議会における同一条例等のスタイルの統一に伴う自治基本条例の改正について
- (2) 資料2 第1期嘉麻市自治推進委員会 答申（抜粋）
- (3) 資料3 嘉麻市自治基本条例（解説）（抜粋）